

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の1の部六の項(17)中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程」を「特定応用課程（旧応用課程）（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）を含む。」若しくは旧長期課程（「に、「旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。